

沖縄県諮問知第 1 号

沖縄県国民保護協議会

沖縄県国民保護計画の変更について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条第 3 項の規定により、沖縄県国民保護計画変更（素案）について諮問します。

（諮問理由）

県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 34 条の規定により、国の定める国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、国民の保護のための計画を平成 18 年 3 月に作成しております。

令和 8 年 3 月 31 日に当該基本指針が変更となったこと等に伴い、「沖縄県国民保護計画」を変更するに当たり、同法第 37 条第 3 項の規定により、貴協議会の意見を求めるものであります。

令和 8 年 8 月 12 日

沖縄県知事 玉城 康裕